

【本日の目次】

1.市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

2.証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の2.を抜粋しております。

=====

2.証券取引等監視委員会からの寄稿

平成 23 事務年度のインサイダー取引について(その 7)

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

前回は、監視委員会が、近時行った5件の、いわゆる公募増資インサイダー事案について触れ、そのうち、(旧)中央三井アセット信託銀行に対する課徴金勧告2件と、あすかアセットマネジメントに対する課徴金勧告については、行為者はすべて国内法人であるものの、その摘発に至る調査の過程において複数の海外当局の協力を得たところであり、これらの案件の調査にあたっては、証券規制監督機関間の国際的ネットワークを用いた協力が不可欠ということ、そして、違反行為者に海外関係者が含まれている、残り二つの案件を次回以降ご紹介し、その点を一層詳しくご説明したい旨申し上げたところである。

第四の課徴金勧告案件は、東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引案件である。

本件も、過去の3件と同様に、東京電力の新株式発行及び株式売出しに関し、新株式買取引受契約の締結交渉を行っていた、いわゆる主幹事証券会社(これが発行体との契約締結交渉先に当たる)から、株式発行・売出しの情報が漏れ、インサイダー取引が行われたものである。

本件の違反行為者は、一法人と一個人である。

(1) First New York Securities L.L.C.は、米国証券取引委員会に登録をして

いる証券会社であるが、同社の自己の資産の運用を行っていた同社所属のトレーダーが、東京電力株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、東京電力株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 22 年 9 月 29 日午後 3 時 50 分より以前の平成 22 年 9 月 28 日に、First New York Securities L.L.C.の計算において、東京電力株式会社株式合計 3 万 5,000 株を総額 8,051 万 8,900 円で売り付けたものである。

(2) 課徴金納付命令対象者 X は、東京電力株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、東京電力株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 22 年 9 月 29 日午後 3 時 50 分より以前の平成 22 年 9 月 27 日から同月 29 日までの間に、自己の計算において、東京電力株式会社株式合計 200 株を総額 44 万 3,100 円で売り付けたものである。

本件の構図は、違反行為当時において、違反行為者たる First New York Securities L.L.C.が、違反行為者 X が役員を務める東京都所在のコンサルティング会社の顧客となっていた。具体的には、コンサルティング会社が、First New York Securities L.L.C.のトレーダーに、日本株運用に関する情報提供を行い、定期的に、サービス料の支払いを受けていた。

そして、違反行為当時において、コンサルティング会社は、株式の売買等を業務として行う会社ではないものの、本件情報漏えいを行った主幹事証券会社の顧客であり、主幹事証券会社の情報伝達者は、このコンサルティング会社の営業担当という関係にあった。

一方で、情報伝達者たる主幹事証券会社の営業員は、コンサルティング会社の顧客に First New York Securities L.L.C.が含まれることを知っていた。本件において、主幹事証券会社の営業員は、その職務に関して、東京電力の公募増資の情報を知って、コンサルティング会社の背後にいる First New York Securities L.L.C.その他のコンサルティング会社の顧客に伝達する意図で情報伝達を行ったものである。

つまり、主幹事会社の営業員は、伝達したインサイダー情報がコンサルティング会社役員を通じて First New York Securities L.L.C.に伝わることを認識していたものであり、今回の情報伝達において、いわばコンサルティング会社は情報の経由機関であった訳である。

これが、本件の大きな構図であり、コンサルティング会社役員 X によるインサイダー取引は、こうした構図の中でインサイダー情報に接した当該者が、自

らも違反行為を犯した、というものであり、事件の本質は、東京電力の大型公募増資に際して、米国の証券会社が、公表前にその情報を知り、売り付けを行ったという、海をまたがる情報伝播に基づく違反行為事例の摘発であることに、その意義が見出されるのではないかと考える。

内外のメディアから、海外にも大型公募増資の情報が漏れ、それに基づくインサイダー取引により、一般投資家が犠牲となり、また発行体も被害を被るなど、日本市場を海外のプレーヤーが食い物にしているのではないかと、といった報道が数多くなされたが、本件は、いかにして、そのようなことが発生したのかを明らかにし、国際的な違反行為に対しても摘発の実があがることを知らしめることができたものである。そして、この摘発のためには、当然のことながら First New York Securities L.L.C.を所管する米国 SEC の協力が不可欠であり、監視委員会として協力に大変感謝している。SEC から、本件摘発に際して、当委員会との協力による摘発であることを公表することに同意を得たところである。言い換えれば、我々証券規制当局は、IOSCO の枠組みの中で、緊密な協力関係の下で、日夜活動しており、本件のように、海外在住法人の違反行為に対しても、きちんとした抑止を図る姿勢を、SEC とともに明らかにしたものである。

今回は、5 件目の事案をご紹介します、国際的なヘッジファンドグループの在日会社の摘発事案に見られる、その特色等をご説明することとしたい。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984 年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009 年金融庁総務企画局市場課長。2010 年 7 月 30 日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>